



公共下水道事業の認可区域を変更

認可区域では浄化槽の補助金は交付されません

私たちの生活が便利で豊かになったこと引き換えに水の汚れが環境問題となっています。その原因で一番大きなものは、台所、洗濯、風呂から出る生活廃水であるといわれています。私たちがとつてかけがえのない大切な水は、有効に使い、よりきれいにして水路や川に戻さなければなりません。

その役目を担う施設として、公共下水道や農業集落排水施設があります。そして、この整備対象区域外のかたは、浄化槽の設置により水を放流することになります。

下水道の認可区域と浄化槽設置による補助金

町では、豊かな自然環境の保全や清らかな水環境の回復を早期に実現するため、浄化槽設置整備事業や公共下水道事業の積極的な推進に取り組んでいます。

なお、公共下水道事業については、平成15年10月15日に認可区域を58haから163haに拡大するとともに、認可期間の最終年度を平成17年度から平成21年度までに延長しました。

この認可期間中に、下水道が整備される予定の事業認可区域内で

は、浄化槽の設置による補助金は交付されません。これは、どちらの事業も国からの補助金を受けて実施する事業で「補助金の二重投資」となるからです。

浄化槽設置整備事業費補助金

町では、河川など公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域外では浄化槽の設置者に対して補助金を交付していますので活用してください。

【注意点】

この補助事業は、あらかじめ用意された補助金の予算の枠内で行っています。また、補助対象区域を定めているため、浄化槽を設置する予定があるかたは、早めに環境課にお問い合わせください。

補助額

5人槽	279,000円
7人槽	360,000円
10人槽	477,000円

問い合わせ

●浄化槽関係 環境課

☎(84)4686

●認可区域関係 水道課

☎(84)3111

下水道認可区域図(163.0ha)

